

法人会ニュース 2018 5

江東 ひがし

- ◎平成30年度
税制改正大綱…………… 2、3
- ◎支部研修会ニュース
…………… 7



すみだ 葛飾北斎 美術館蔵

浮世絵

葛飾北斎

『東海道品川御殿山ノ不二』
(とうかいどうしながわごてんやまのふじ)

この図は、葛飾北斎筆の名所絵(浮世絵風景画)『富嶽三十六景』のうちの1枚。唯一の桜を描いたもので、ひとときわ華やかな図である。

御殿山は、現在の品川区北品川三丁目あたりとされる。東海道に面した御殿山には、將軍家の品川御殿が置かれ、寛文年間頃に桜の苗木が移植され、江戸庶民の観桜の名所として、飛鳥山や隅田堤などとともに花見客で賑わいをみせた。この図にも、画面左下に見える品川宿に面した御殿山の丘陵で、花見を楽しむ人々の情景が描かれている。また、画面右下の小僧の担ぐ風呂敷に、版元『永寿堂』の家紋(山形に三つ巴)が描かれている。

葛飾北斎とは(浮世絵師としての出発4)

入門から勝川派を離れ「春朗」の号を廃したとされる寛政6年(1794年)までのおよそ15年間を春朗期と呼び、70年にわたる画業の習作期と位置づけられている。その初期には、勝川派の画風を継承しようとした春朗の姿がうかがわれるが、空間に対する興味を示した浮世絵作品や、肉筆画など次第に作画範囲を広げ、伸びやかで、柔らかさを特徴とする春朗風が確立されていった。

平成30年度 税制改正大綱 (平成30年3月28日成立)

中小企業向け租税特別措置の延長と 事業承継税制が拡充される！

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

法人税関係

■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

■交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

相続税関係

■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して軽くないので、全額について納税猶予できる

ことは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることで、ますます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものとして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団

法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年4月1日以後の贈与又は遺贈に係る贈与税又は相続税に適用されます。

■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用宅地等の特例について、①3年以内に、②親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、③相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。

貸付事業用宅地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

所得税関係

■給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得

控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1000万円を超え2000万円以下の場合、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

■基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2400万円を超える個人については、控除額が通減し、合計所得金額が2500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないこととなります。

■青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改

正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

消費税関係

■輸出物品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されます。従来の購入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

■簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

その他

■森林環境税の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

■国際観光旅客税の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

■たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ、平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

■国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でもQRコードを出力することにより行うことができるようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

■法人に対する電子申告の義務化

法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TSK税理士法人

税理士 飯田聡二郎

TEL 03-15363-15958

FAX 03-15363-15449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

全国女性フォーラム

山梨大会

去る4月12日(木)第13回全国女性フォーラム山梨大会が山梨県立産業展示交流館 アイメッセ山梨で開催され、全国各法人会の女性部会員約1600名が集結し大変華やかで壮大な大会となった。

当会からは佐藤部会長を始め7名の部会員が参加した。



当部会の参加者

第1部は、フリーアナウンサーの国井雅比古氏による「小さな旅と私〜人との出会いと発見〜」と題する記念講演が行われた。

第2部の式典では『輝こ



講演する国井雅比古氏

う！名峰富士のもと〜今を創る女性の力〜」のスローガンを唱和し、税の仕組みや大切さを伝える女性部会の租税教育活動「税の絵はがきコンクール」に關し、その取り組みについて今後、更に充実を期す趣旨の大会宣言を行った。

その後、次回開催県の富山県連に大会旗が伝達された。

第3部の懇親会では、他県の女性部会役員と交流し、租税教育について意見交換を行うなど有意義な大会であった。

部会総会のご案内

去る4月25日(水)に税務研究

部会第47回通常総会が法人会

館で行われ、平成29年度事業

報告、決算報告が承認され、

平成30年度事業計画(案)、収

支予算(案)も承認された。

当日は、第1部で江東東税

務署副署長秋田泰宏氏を講師

に迎え「私の経験談」と題し、

ご講演をいただいた。

今後、各部会の総会が次の

◎源泉部会第44回通常総会

通り法人会館2階にて開催さ

◎青年部会第47回通常総会

第7回 通常総会のご案内

開催日 平成30年6月6日(水)

会場 アンフェリシオン 5階「カーサ」

第1部 記念講演会(午後3時30分〜同4時30分)

演 題 「なぜ日本のスポーツは

海外で勝てないのか？」

〜W杯の楽しみ方と

日本代表の挑戦〜

講 師 サッカー解説者

セルジオ越後氏

第2部 第7回通常総会(午後4時45分〜同5時45分)

第3部 懇談会(午後5時45分〜同6時45分)

会 費…無 料

※正式なご案内状は5月上旬にご郵送します



▼ 社会人へ
…保育園に通っていた頃から将来の夢は保育士だった娘。保育士さんに可愛がってもらっていた娘は、お母さんと離れるのが嫌で泣いている子を見て、「保育園に来るのが楽しくなる先生になる」と語っていた3歳の子の夢。

▼ 有言実行を成した娘はこの春保育士になる。親としては今の時代の教員はできれば避けてほしかったが彼女は夢に向かって迷うことなく、真っ直ぐに進んでいった。

▼ 私の教育方針は悪いことをしたら叱る。親はもちろんだが他人に叱ってもらう事を強く望んだ。理不尽でもいい。そこを旨くかわしていく知恵を身に付けて行く事が理不尽な社会から身を守る訓練だと思っただけだ。見守る事だけが愛情ではない事を小さな天使達に伝えていって欲しい。

▼ 何はともあれ3歳からの夢を叶えた娘を心から尊敬する。おめでとう。頑張れ！ (衣)

連 載

支部長さんご推薦の店 ②④

中華料理 「北京飯店」

亀戸東6支部長ご推薦



斉藤支部長

今回は、亀戸東6支部・斉藤支部長が推薦する中華料理「北京飯店」さんを訪問した。

お店は、J R「亀戸駅」東口徒歩5分。昭和橋通りにある薬局を曲がってすぐにある。店主の河野文夫さんは福島県出身で18歳の時に上京し、永田町にある高級老舗北京料理店「南甫園」で修行した確かな腕の持ち主。40年前に現



本格中華への入口

在の地に奥様の敏子さんと独立開店。リーズナブルな価格でありながら本格中華料理が味わえる超穴場の存在だ。



卓上には黒酢とニンニクの醤油漬

店内は、4人掛けテーブルが3卓、小上がりに3卓ある壁にはたくさんのお品書きが並び、定番のメニューから本格一品料理や麺類まで豊富にある。席に着くと奥様が温かいジャスミン茶を出してくれるのも嬉しい。800円からのお得な定食が数種類ありライス、香物が具沢山スープが付き、どれもボリュームがあるのでランチ



ボリュームたっぷり唐揚げ定食 850円

時は近隣のサラリーマンなどで賑わっている。

その他、人気のメニューは名物「唐揚げ」や「麻婆豆腐」、大きな豚肉の唐揚げがのった「パイコー麺」など。珍しい



山椒の効いた麻婆豆腐 900円

見た目よりサッパリ味
パイコー麺 800円



メニューでは、ホタテと野菜のカキ油炒めがのった「ホタテラーメン」や辛さが魅力の「カプサイシンチャーハン」がある。前菜を色々食してみたい方には1人前からオーダーできる「おまかせ」900円もある。



絶品レバニラ炒め 900円

店主にお勧めを伺うと「全部おいしい！」とのことだが、常連のお客さんが「是非食べてみて!」と勧めるのが「レバニラ炒め」。肝臓ではなく腎臓を使い、レバー臭さがなくプリプリとした食感。火の通りが良く、味が絡みやすいように細かく格子状に切り込みを入れるひと手間と筍やニラと一緒に炒めた味付けは、ご飯にも紹興酒にも合う一品。一度食べると虜になるリピ

ターが多いそうだ。

奥様は「小さいお店ではありますが、地域の方々に愛されて長年続けてまいりました。味には絶対の自信をもっていますので、是非お越しく下さい」とのこと。



奥様の敏子さんと店主の河野さん



住所：亀戸6-42-1
電話：3684-5533
時間：11時～14時
17時～20時
休業日：日曜日・祝日

国税庁・国税局から 職員採用試験のお知らせ

平成30年度 税務職員採用試験（高卒程度）

人事院では、下記のとおり「平成 30 年度税務職員採用試験」を行います。

興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格
 - 1 平成 30 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成 31 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者
 - ◇ 申込手続 原則、インターネット申込みとなります
 - 1 受付期間
平成 30 年 6 月 18 日（月）9 時～平成 30 年 6 月 27 日（水）[受信有効]
申込専用アドレス [\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)
 - 2 受験案内交付期間及び入手方法
平成 30 年 5 月 8 日（火）～平成 30 年 6 月 27 日（水）
人事院ホームページからダウンロード
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)
- (注) 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）にも備え付け
(土・日曜日及び祝日を除く9時～17時)
- ◇ 試験日
 - 第1次試験 平成 30 年 9 月 2 日（日）
 - 第2次試験 平成 30 年 10 月 10 日（水）～平成 30 年 10 月 19 日（金）のうち指定された日時
 - ◇ 問合わせ先 江東東税務署総務課（Tel. 03-3685-6311 内線 2011）

国税庁経験者採用試験(国税調査官級)

人事院では、30 歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 試験概要 平成 30 年度の試験概要については、平成 30 年 7 月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問 合 せ 先 東京国税局総務部人事第二課試験係（Tel. 03-3542-2111 内線 2163）
【参考：平成 29 年度の実施状況】
- ◇ 最終合格者数（全国）：244 名
- ◇ 受験資格 平成 29 年 4 月 1 日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
 - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

支部研修会ニュース

平成30年度 4月支部研修会

東砂第2・東砂第3・南砂第1支部で開催

支部の会員または支部の未

加入法人を対象に、支部と本

部、江東東税務署共催の平成

30年度支部研修会が4月2日

(月)東砂第2支部、4月16日(月)

東砂第3支部、4月19日(木)南

砂第1支部で開催された。

講師は、江東東税務署法人

課税第一部門の審理担当官が

担当し、「事例で学ぶ法人・消

費・源泉・印紙」をテーマに、

それぞれの税目から数問の設

問があり、その設問に対して

税務調査した場合、問題視さ

れるか否かなどについて、講

師が解説する研修方式となっ

ている。また、消費税の軽減

税率制度の概要や e-Tax

についても説明する。

最後に、意見交換の場を設

け、税務の取り扱い、税務調

査、法人会についての意見・

要望等を伺っている。

今後、以下のとおり順次開

催される。

亀戸第9支部

5月16日(水)

北砂第1支部

5月15日(火)



東砂第2支部研修会

北砂第2・北砂第3・北砂第

4支部合同

5月24日(木)

南砂第2・南砂第3・新砂支

部合同

6月11日(月)

東砂第1支部

6月21日(木)

(注) 起稿は平成30年3月30日

連載

わがまち 城東 その21

●小名木川 中川船番所跡 (大島九丁目)

●小名木川

江戸川、中川、隅田川の三

流が北から南へ東京湾に注ぎ、

これを横に連絡するため、江

戸川から中川まで東西を結ぶ

運河を船堀川、さらに中川と

隅田川を結ぶ東西の運河を小

名木川とよび、西は万年橋下

から東は中川口までの東西一

直線の長さ4・6kmで横断し

ている人工の河川である。

江戸川、中川、隅田川、船

堀川、小名木川の五流は江戸

時代の水上運輸の幹線となっ

てもっとも重要なものであつ

た。

天正18年(一五九〇)徳川

家康は江戸入府に際し鷹狩と

称して近郷を視察した。家康

は甲斐の武田信玄に小田原か

らの塩の供給ルートを通たれ

難渋したので、千葉県行徳の

塩田を拡張し江戸に塩を送る

ルートとして行徳を結ぶ水路

を開くことを命じた。また一

説には慶長年間(一五九六)

一六一四)小名木四郎兵衛が

開き出した川とも伝えられて

いる。いづれにしても最初は

塩の輸送路として天正、慶長

の頃に水路を開きだんだんに

整備されてきた。



▲小名木川と番所橋

江戸が大都市になり一大消

費地となるにつれて、千葉、

茨城方面さらに東北方面の物

資を江戸に輸送する重要ルー

トとなった。当時は陸上輸送

より水上輸送の方が比較にな

らぬほど有利であり、幕府は

その要衝の中川の合流点に船

番所を置きこれを監視した。

小名木川の名前の由来もは

つきりしないが、開きく者小

名木四郎兵衛の姓をとった説

女木山谷おなきやが転じて小名木沢に

なった説、うなぎが多くとれ

たのでうなぎ川といわれたの

がなまったなど諸説がある。

近年の陸上輸送の発達、大

工場の移転、地盤沈下により

橋げたが船の航行に支障をき

たすなどの理由で水運の使命

も終りをつげた。

●中川船番所跡

大量に物資を早く容易に移

動できる水路を重要視した幕

府は、その要衝である小名木

川と中川との合流点(現在の

番所橋南詰)に航行船舶の取

締りのため、これまで隅田川

口、万年橋にあつた船番所を

寛文元年(一六六一)四代将

軍家綱)この場所に移転した。

三千石以上の寄合席旗本

(若年寄の支配に属し非職の

者)3名が中川御番衆に任命

され交代で、出入船舶を監視

した。船は手形を呈示して積

荷と照合し、通行を許された。

さしずめ今でいう水上警察の

ような役目をして明治維新ま

であつたが今では番所橋に名

が残るのみである。

(当時の原文で掲載)

e-ページ

偽造収入印紙が 発見されました！

独立行政法人国立印刷局（以下、「印刷局」という。）より偽造の疑いのある券面額200円の収入印紙の鑑定結果について報告を受けました。

1 経緯

交換請求目的で郵便局に不審な券面額200円の収入印紙（約250枚）が持ち込まれ、その後の日本郵便株の調査で、他の郵便局においても不審な券面額200円の収入印紙が多数発見された。

印刷局における鑑定の結果、偽造収入印紙であることが判明した。

2 偽造収入印紙の特徴

① 偽造品は、左上の模様
の濃淡形状が異なる
（「ぼかし」がない。）

② 偽造品は、下部にある
「葉」の輪郭が異なる
（「ぼかし」がない。）

③ 偽造品は、券面額200
円の文字位置が異なる

都税だより

5月は自動車税の納期です

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

平成30年度の自動車税納税通知書は、5月1日（火）に発送します。5月31日（木）までに納めください。

東京都の自動車税は、金融機関や郵便局等の窓口をはじめ、指定のコンビニエンスストア、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネット（モバイル）バンキングやクレジットカードでも納付できます。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066



行事予定

5月

11日(金)	女性部会第51回通常総会	午後1時30分	法人会館
12日(土)	第39回 社会貢献活動「まちをきれいに」	午前9時30分	亀戸地区
15日(火)	無料記帳相談・税務相談 北砂第1支部研修会	午前10時 午後6時	法人会館 北砂二丁目集会所
16日(水)	新設法人説明会 亀戸第9支部研修会	午後3時 午前10時30分	江東東税務署 亀戸東地区集会所
18日(金)	青年部会第47回通常総会	午後5時	法人会館
22日(火)	源泉部会第44回通常総会	午後3時30分	法人会館
24日(木)	北砂第2・第3・第4支部合同研修会	午後6時	砂町文化センター

6月

6日(水)	第7回 通常総会	午後3時30分	アンフェリシオン
7日(木)	決算法人説明会	午後2時	江東東税務署
11日(月)	南砂第2・第3、新砂支部合同研修会	午前10時30分	南砂西地区集会所
12日(火)	無料記帳相談・税務相談	午前10時	法人会館
15日(金)	源泉部会 研修会 内容 未定 講師 江東東税務署担当官	午後3時30分	法人会館
21日(木)	東砂第1支部研修会	午後6時	東砂一、二丁目 町会 会館

7月

4日(水)	決算法人説明会	午後2時	江東東税務署
17日(火)	無料記帳相談・税務相談	午前10時	法人会館
27日(金)	理事会・部会合同役員会	午後4時	亀戸天神社

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。
◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。 ☎03-3684-2303

